

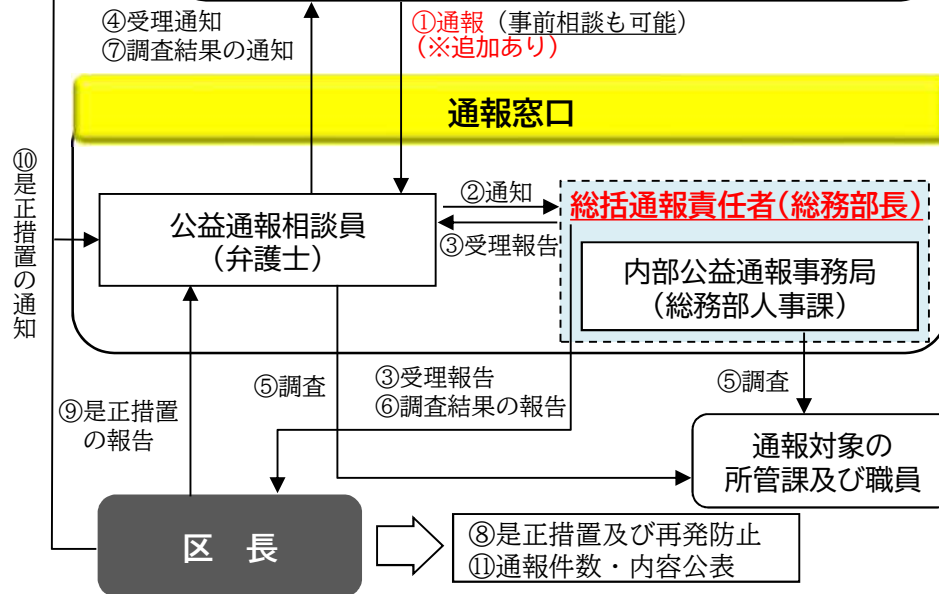
# 港区の公益通報者保護制度の仕組み

## 内部公益通報(一事業者としての港区)

- 《内部公益通報の対象》 区の事務事業の執行に関して
- ・ 公益通報者保護法第2条第3項に規定する**通報対象事実**(※追加あり)
  - ・ 法令、条例及び規則に違反し、又は違反するおそれのある事実(刑罰**又は行政罰**が科される犯罪行為並びに最終的に刑罰**又は行政罰**につながる行為)
  - ・ 人の生命、身体、財産その他の利益の保護を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実

### 《内部通報者》

- ・ 区職員(常勤、非常勤、会計年度任用職員)
- ・ 区立施設の指定管理者の労働者、**当該指定管理者の役員**
- ・ 区から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の労働者、**当該事業者の役員**
- ・ 区の事務事業に従事する派遣労働者、**当該派遣事業者の役員**
- ・ **上記の退職者(退職後1年以内)**



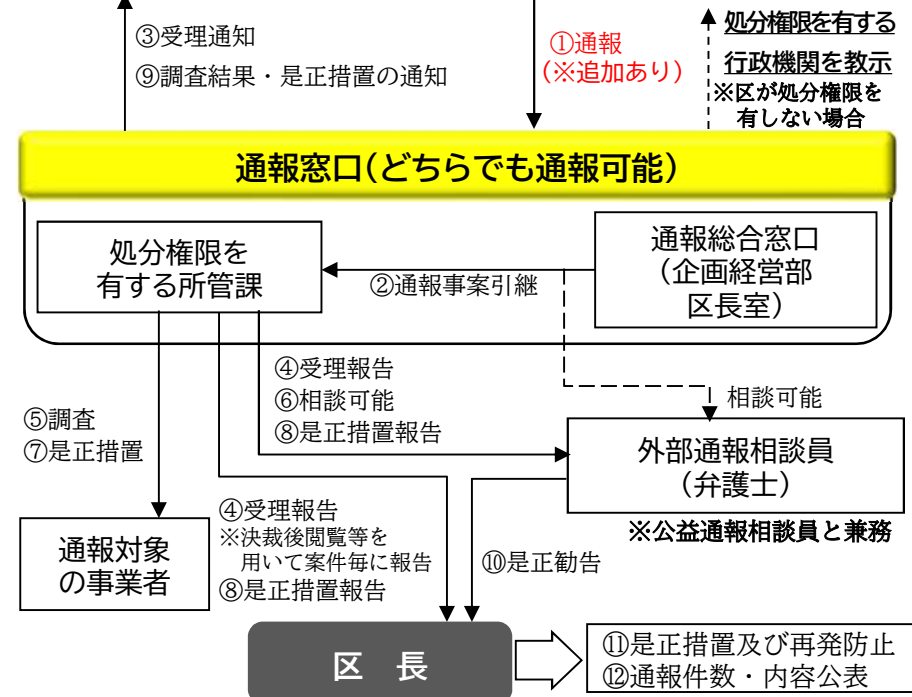
## 外部公益通報(処分権限を有する行政機関としての港区)

### 《外部公益通報の対象》

- ・ 公益通報者保護法第2条第3項に規定する**通報対象事実**(※追加あり)

### 《外部通報者》

- ・ 通報対象事実に関係する事業者<sup>※</sup>に雇用されている労働者、**当該事業者の役員**
- ・ 通報対象事実に関係する事業者を派遣先とする派遣労働者、**当該事業者の役員**
- ・ 通報対象事実に関係する事業者の取引先の労働者、**当該事業者の役員**
- ・ **上記の退職者(退職後1年以内)**



※公益通報者保護制度は、労働者が公益のために勤務先の不法行為等を通報したことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないよう保護する制度です。